

公益社団法人高知県森と緑の会
こうち山の日推進事業費補助金
「緑の少年団」活動支援事業

令和7年度 募集案内

令和7年6月18日（水）～令和8年1月30日（金）必着

問い合わせ・書類提出先：

公益社団法人 高知県森と緑の会

〒781-8010 高知市棧橋通6丁目7番43号

総合保健協会合同庁舎5階

電話番号 088-855-3905 FAX 番号 088-855-3906

ホームページ <https://www.moritomidori.com/>

E-mail info@moritomidori.com

事業の概要

公益社団法人高知県森と緑の会は、「豊かな森林の恵みに感謝し、森林や山を守ることの重要性に対する理解と関心を深め、県民一人ひとりが森林を守る活動に参加し、また自ら行動することによって山を守り育て次代へと引き継いでいく」とした、「こうち山の日」（１１月１１日）の制定趣旨に沿った普及啓発に資する取組を総合的に支援することを目的として実施する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付します。

対象となる事業

森林環境学習、植樹や緑化活動、森林保全活動、地域の美化活動、緑の少年団活動発表会への参加等、県内で実施する「緑の少年団」活動が対象となります。

対象とならない事業

次のいずれかに該当する事業は対象になりません。

- （１）国又は県の他の事業（補助事業・委託事業等）、「緑の募金」を活用して助成する事業等に採択、または採択予定の事業
- （２）当該補助事業の総事業費から補助金額を控除した費用の財源に森林環境譲与税を充てる事業

応募の要件

事業の実施主体は、次の要件のすべてに該当し、高知県緑の少年団連合会に加入する「緑の少年団」とします。

- （１）自ら企画した事業を、県内で実施可能であること。
- （２）「こうち山の日」の制定趣旨を十分に理解し、そのＰＲや普及啓発に積極的に取り組むことが期待できること。
- （３）責任能力のある者が中心となって構成された団体等であり、任意団体にあつては会規約等が定められ、継続的な活動が行われていること。
- （４）当該補助対象事業において、営利を追求しないこと。
- （５）明朗な会計、経理を実施、報告できること。
- （６）政治団体、または宗教団体でないこと。
- （７）実施事業の公表に異議がないこと。
- （８）暴力団等、交付要綱第７条６項に該当する団体でないこと。

募集期間

令和７年６月１８日（水）～令和８年１月３０日（金）必着 持参の場合は１７時半まで
※予算の範囲内で随時交付決定します。

補助金の限度額等

- (1) 補助金の限度額は、1事業につき20万円以内です。
- (2) 補助金は千円単位とし、千円未満の金額は事業実施主体の自己負担となります。ただし、補助金の精算時に交付決定額を下回った場合は、1円単位で請求できます。

補助率

補助率は定額です。

事業実施期間

交付決定がされた日～令和8年2月28日（土）

対象となる経費

科目	摘要	備考
賃金	作業補助者への賃金（当日の指導、前日までのイベントの準備、会場整備等）	（注）金額は、事業を行うのに必要な最小限度の額とする。（1人1日あたり9,000円以内とし、補助金実績額の20%以内とする）
報償費	外部講師等への謝金	（注1）外部講師は県内在住講師とする。 （注2）金額は、1人1日あたり9,000円以内とする。ただし、特段の理由がある場合は1人1日当たり30,000円以内とし、社会通念上、妥当な額とする。 （注3）事業を実施する団体の職員（会員及び役員を含む）等への講師謝金は補助対象外とする。
旅費	外部講師又はスタッフ（応援団体等を含む）への旅費 有料道路の通行料金	（注1）事業の当日及び準備に要する費用を対象とし、公共交通機関利用の場合は実費とする。 （注2）自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は1キロメートルにつき29円とする。
需用費	（1）消耗品 事業実施に必要な物品、事務用品等の購入費（クラフト体験の材料費、チェーンソーや刈払機の替刃、救急セット等）	（注1）参加者への土産物（木エクラフト等材料費が少額なものを除く）や実施団体の資産になり得る物品等（チップー、木材搬出機、チェーンソー、刈払機等）は補助対象外とする。ただし、植樹や緑化活動に用いるプランターやスコップ等の物品は
	（2）燃料 ガソリン・軽油代（チェーンソーや刈払機等の燃料費）	

	(3) 印刷製本 チラシ・資料印刷代、コピー代、写真現像代等 (4) 資材 苗木代、支柱代等	補助対象としても良い。 (注2) 広報に要する費用はイベントの規模に応じて過大にならないこと。
役務費	活動に係る傷害保険料、資料の郵送に係る通信運搬費（切手・ハガキ代等）、振込手数料等	(注) 県外への発送に係る郵送料等は補助対象外とする。
委託料	木材の加工、印刷物のデザイン、軽土工事費等	(注) 活動内容の主たる部分を委託する場合は補助対象外とする。
使用料及び賃借料	車両、会場、機材等の使用料および賃借料	(注1) 実施団体の代表者への賃借料は補助対象外とする。 (注2) 料金が定まっていないものについては、社会通念上、妥当な額とする。

対象とならない経費

- (1) 飲食に係る経費（食糧費及び賄材料費）
- (2) 事務所賃借料、光熱水費等経常的運営に要する経費
- (3) 事業発表・意見交換会に参加する際に要する経費
- (4) 交付決定日より前に発生する経費
- (5) その他不適当と認められる経費

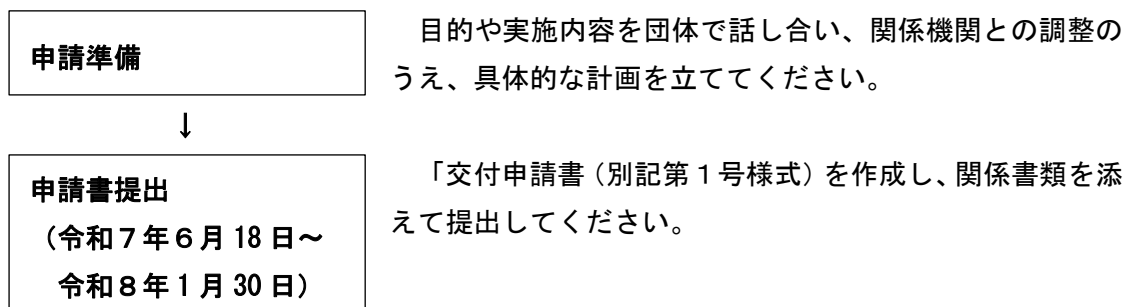
審査結果の通知

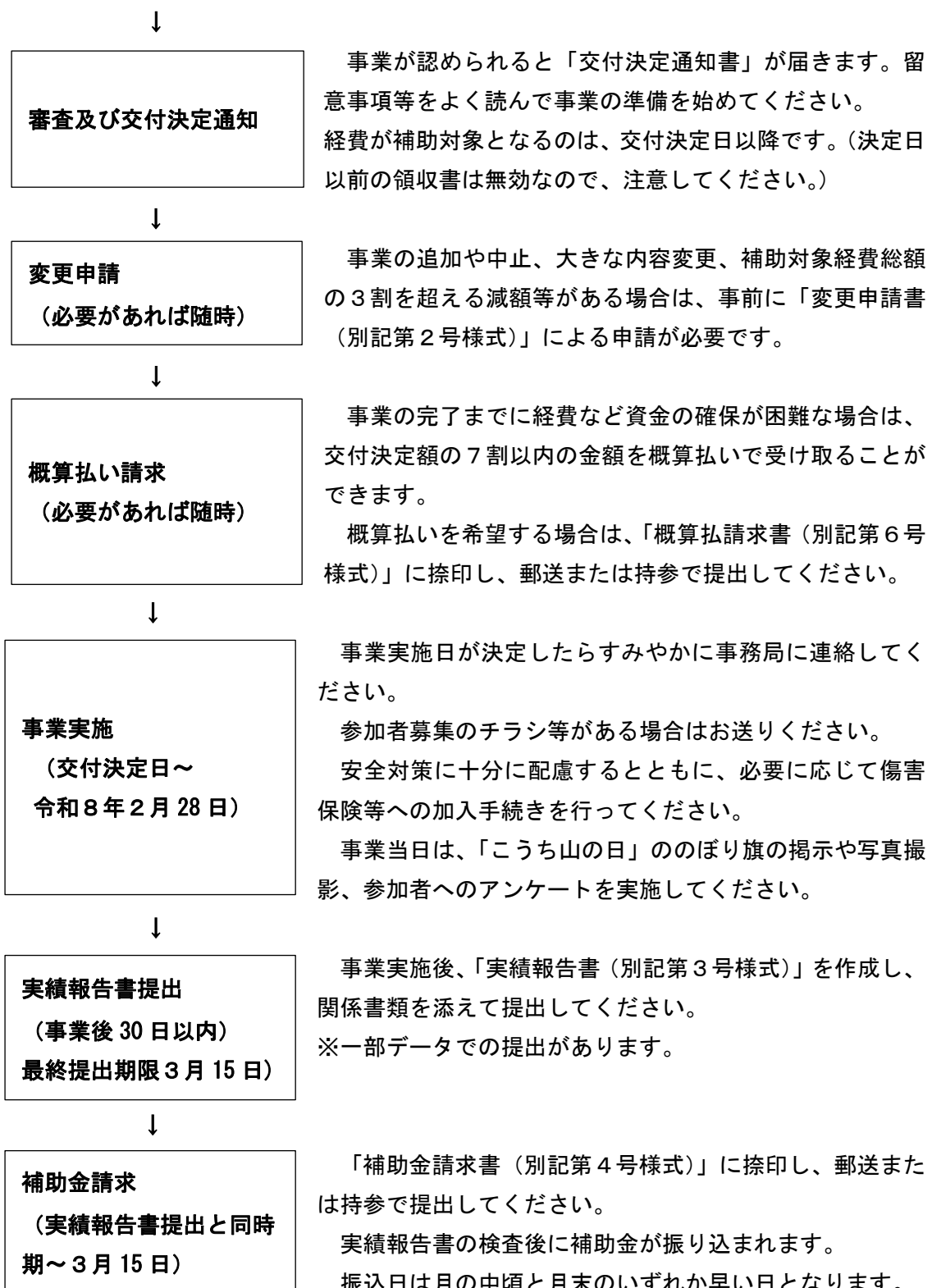
審査の結果は、補助金交付決定通知書等により申請者に通知します。補助金の適正な交付を行うために必要と認められる場合は、申請事項に修正や条件を付することがあります。

情報公開

審査の公正性、透明性および客観性を保つため、提出された補助金交付申請書等および審査結果を公開することがあります。

事業の全体的な流れ





申請について

募集案内、交付要綱をよく読み、交付申請書（別記第1号様式）を、高知県森と緑の会のホームページからダウンロードして作成し、募集期間内に提出してください。

提出書類

〈高知県緑の少年団連合会に加入する緑の少年団〉

- ・ 補助金交付申請書（第 1 号様式）
- ・ 事業計画書（第 1 号様式 別紙 1 の 1）
- ・ 事業計画書の積算内訳書（第 1 号様式 別紙 2）
- ・ 収支予算書（第 1 号様式 別紙 3）
- ・ 団体の概要（第 1 号様式 別紙 4）
- ・ 団体規約、会員名簿
- ・ 県税の納税義務がない旨を証明する書類
県税の滞納がない旨の証明は、県税事務所が発行する「完納証明書」
県税の納税義務がない旨の証明は「納税義務がない旨の申立書（第 1 号様式 別紙 5）
- ・ 県に対する税外未収金債務の滞納がないことを証明する書類
誓約書兼同意書（第 1 号様式 別紙 6）
- ・ その他資料がある場合
市町村から通知された交付決定通知書 ※市町村からの補助金等の収入がある場合
高額な経費の見積書
参考資料等

〈高知県緑の少年団連合会に加入する緑の少年団（市町村立学校が緑の少年団の場合）〉

- ・ 補助金交付申請書（第 1 号様式）
- ・ 事業計画書（第 1 号様式 別紙 1 の 1）
- ・ 事業計画書の積算内訳書（第 1 号様式 別紙 2）
- ・ 収支予算書（第 1 号様式 別紙 3）
- ・ 団体の概要（第 1 号様式 別紙 4）
- ・ 団体規約、会員名簿
- ・ 市町村等費（自己負担金）の財源に森林環境譲与税を充てていないことを証明する書類
申立書（別紙 7）※自己負担がない場合は不要
- ・ その他資料がある場合
高額な経費の見積書
参考資料等

提出方法

メール、郵送、持参のいずれかで提出してください。

※「納税義務がない旨の申立書（別紙 5）」と、税外未収金債務の滞納がないことについての「誓約書兼同意書（別紙 6）」、市町村費（自己負担）の財源に森林環境譲与税を充てていないことを証明する書類（別紙 7）は原本を郵送または持参してください。

提出部数

1 部

その他

- (1) 提出された書類は、原則として返却しません。
- (2) 提出書類の様式は、必要に応じて適宜枚数を増やして作成してください。ただし、記載項目は変更しないでください。
- (3) 提出書類の作成に要する費用は、提出する団体等が負担してください。

申請書提出および問い合わせ先

公益社団法人 高知県森と緑の会（水田）

〒781-8010 高知市棧橋通6丁目7番43号

総合保健協会合同庁舎5階

電話番号 088-855-3905 FAX 番号 088-855-3906

ホームページ <https://www.moritomidori.com/>

E-mail info@moritomidori.com